

別表第1(第3条、第4条、第6条、第9条関係)

種目	品目	性能等	対象者	耐用年数(年)	基準額(円)	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	8	154,000	
	特殊マット	褥そう又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害又は障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害である3歳以上の障害児・者(常時介護を要する者に限る。)	5	19,600	
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級である学齢以上の身体障害児・者(常時介護を要する者に限る。)	5	67,000	
	入浴担架	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に家族等他人の介助を要する3歳以上の身体障害児・者	5	82,400	
	体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に家族等他人の介助を要する学齢以上の身体障害児・者	5	15,000	
	移動用リフト	介護者が障害児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害2級以上である3歳以上の身体障害児・者	4	159,000	
	訓練いす	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	下肢又は体幹機能障害2級以上である3歳以上の身体障害児	5	33,100	
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害2級以上である学齢以上の身体障害児	8	159,200	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする3歳以上の身体障害児・者	8	90,000	
	便器(手すり取付け可)	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害2級以上である学齢以上の身体障害児・者	8	4,450	
	頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	下肢若しくは体幹機能障害の身体障害、障害の程度が重度若しくは最重度の知的	3	主材料がスポンジ、革 15,656	

		障害又は障害等級が1級の精神障害であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する障害児・者		主材料がスポンジ、革、プラスチック 37,852	
T字状・棒状のつえ	歩行時に体を支持する機能及び強度を有するもの	下肢又は体幹機能障害の身体障害児・者	2	ニス塗装された木材のもの 2,266 軽金属のもの 3,090	
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	平衡機能又は下肢、体幹機能障害であって、家庭内の移動等において介助を要する3歳以上の身体障害児・者	8	60,000	
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能障害2級以上の身体障害又は障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害である学齢以上の障害児・者	8	151,200	
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障害等級が2級以上の身体障害児・者、障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害児・者又は障害等級が1級である精神障害児・者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難であるもののみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	8	15,500	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	障害等級が2級以上の身体障害児・者、障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害児・者又は障害等級が1級である精神障害児・者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難であるもののみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	8	28,700	
電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者又は障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	6	41,000	

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上であって学齢以上の身体障害児・者	10	7,000	
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害2級の身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者	10	87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	じん臓機能障害3級以上であって、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の身体障害児・者	5	51,500	
	ネブライザー(吸入器)	障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる学齢以上の身体障害児・者	5	36,000	
	電気式たん吸引器	障害児・者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる学齢以上の身体障害児・者	5	56,400	
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	10	17,000	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障害児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	5	9,000	
	盲人用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	5	18,000	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	音声・言語機能障害又は肢体不自由のため発声・発語に著しい障害を有する学齢以上の身体障害児・者	5	98,800	
	情報・通信支援用具	個人で占有する情報通信機能、文字入力機能等を有する機器を使用するにあたって、障害者がこれを容易に操作することができるように補助するもの	文字を書くことが困難な上肢機能障害2級以上、言語及び上肢の複合機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障害者	6	100,000	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害である身体障害者であって、必要と認められるもの	6	383,500	
	点字器		32マス18行、両面書、真鍮板製のもの(標準型)	視覚障害であって学齢以上の身体障害児・者	7	10,712
32マス18行、両面書、プラスチック製のもの(標準型)			6,798			
32マス4行、片面書、アルミニウム製のもの(携帯用)			5		7,416	
32マス12行、片面書、プラスチック製のもの(携帯用)					1,699	

点字タイプライター	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	就労若しくは就学し、又は就労が見込まれる視覚障害2級以上の身体障害児・者	5	63,100	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障害児・者	6	録音再生機 85,000	
				再生専用機 35,000	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である学齢以上の身体障害児・者	6	99,800	
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢以上の身体障害児・者	8	198,000	
盲人用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者	10	触読時計 10,300	
			10	音声時計 13,300	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害又は音声・発語に著しい障害を有する学齢以上の身体障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5	71,000	
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの	聴覚障害の身体障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6	88,900	
人工喉頭	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4	5,150	気管カニューレ付きとした場合は3,100円増しとすること。
	電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5	72,203	価格は、電池又は充電器を含むものであること。

	福祉電話（貸与）	障害者が容易に使用し得るもの	難聴者又は外出困難な障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要がある者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—		
	ファックス（貸与）	障害者が容易に使用し得るもの	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者（電話（難聴用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—		
	点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚の障害児・者	—	点字図書価格	
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—	8,858	基準額は1箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額である。
		蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—	11,639	
		おむつ	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	—	12,000	
収尿器	男性用普通型 男性用簡易型 女性用普通型 女性用簡易型	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製	脊髄損傷等による高度の排尿機能障害（特に失禁がある場合）のため収尿器を必要とする3歳以上の身体障害児・者	1	7,931	収尿袋20枚を1組とする。
		耐久性ゴム製採尿袋を有するもの			8,755	
		ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き			6,077	
住宅改	居室生活動作補助用具	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う次のようなもの	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	—	200,000	

修費	の (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級が3級以上である学齢以上の身体障害児・者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上の者に限る。)			
----	---	---	--	--	--

備考

- 1 上表中身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳を交付された者をいい、これにおける障害とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める各障害及び等級をいう。
- 2 上表中知的障害者とは、療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 3 上表中精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいい、これにおける障害とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級をいう。
- 4 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 5 上表中「重度」とあるのは、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日付け児発第725号厚生省児童家庭局長通知)の第3の1に規定する児童及び者をいう。
- 6 上表中「最重度」とあるのは、重度のうち特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に規定する程度の児童及び者をいう。
- 7 「聴覚障害者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 8 「情報・通信支援用具」には、視覚障害者用アプリケーションソフト、インテリキー、ジョイスティック等を含み、基準額及び耐用年数については、申請のあった給付品目の内容について調査を行ったうえ、市長が個別に判断するものとする。
- 9 「ストマ装具」については、基準額は1月分の給付限度額とし、その給付に当たっては、1月分を1単位とし、給付券1枚により2単位まで給付できるものとする。なお、一括給付する場合は、給付券は3枚まで給付できるものとする。
- 10 「居宅生活動作補助用具」の給付については、原則1回とする。

別表第2(第10条関係)

- 1 給付対象の点字図書は、月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。
また、点字図書を給付することができる出版施設は、点字図書給付対象出版施設とする（以下「出版施設」という。）。
- 2 点字図書の給付は、給付等対象者（児）1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする（ただし、辞書等の一括して購入しなければならないものを除くこととする。）。
- 3 点字図書の給付を受けようとする給付対象者（児）は、第5条第1項の規定に関わらず、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（別記様式第9号）（以下「証明書」という。）の発送を電話等で依頼し、市長に当該証明書を添えて、点字図書給付申請書（別記様式第10号）により申請するものとする。
- 4 市長は、申請があった場合において、給付を行うことが適当であると認めたときは、第6条第1項及び同条第4項の規定に関わらず、当該証明書に証明印を押印し、当該証明書を申請者に交付するものとする。
- 5 証明書の交付を受けた給付等決定者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて出版施設に申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。
- 6 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳を確認のうえ、公費負担額（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

別表第3(第10条関係)

- 1 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、(1)から(6)に掲げるものとする。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前項各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- 2 住宅改修費の給付は、給付等対象者（児）が居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、この給付を受けることができるのは、当該住宅につき原則1回とする。
- 3 住宅改修工事が完了したときは、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされるよう指導しなければならないものとする。